

学位授与の申請手続について（課程博士を対象）

〔最終改訂 令和2年4月1日〕

1. 学位論文提出資格

学位論文提出資格者は、次の者とする。

本学大学院人間文化総合科学研究科博士後期課程に在学中で、在学期間が学期末までに3年以上となり、所定の単位を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けた者。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとするが、博士前期課程（修士課程）を優れた業績を上げたことにより1年の在学期間をもって修了した者については、博士後期課程において2年以上の在学期間を必要とする。

2. 学位論文題目届出

学位論文を提出する者は、主任指導教員の承認を得て、学位論文提出期限1か月前までに学位論文題目届（研究科所定の様式）を学務課大学院係に提出すること。

3. 学位論文提出期間

学位論文の提出期間は次のとおりとする。ただし、提出期間の5日間には土曜日、日曜日及び休日を含まない。

(イ) 1月5日からの5日間

(ロ) 6月10日からの5日間

4. 提出論文及び関係書類

学位論文を提出する者は、「学位論文等提出時の注意事項（課程博士）」に基づき次の書類等を作成のうえ、主任指導教員の承認を得て学務課大学院係に提出すること。

(1) 学位論文審査願（研究科所定の様式） 1部

(2) 学位論文（A4判（参考として他の論文等添付可）） 7部

※参考論文 — 公表した学術論文、未発表の学術論文

(3) 論文要旨（和文、2,000字程度）（研究科所定の様式） 7部

(4) 論文概要（外国文、250語程度）（研究科所定の様式） 1部

(5) 論文目録（研究科所定の様式） 1部

(6) 履歴書（研究科所定の様式） 1部

(7) 同意承諾書（A4判 提出する学位論文の研究に共同研究者がいる場合のみ）

(8) 博士学位論文の公正性に関する報告書（研究科所定の様式） 1部

5. 最終試験

提出論文を中心として、これに関連する分野について筆記又は口頭で行う。また、研究活動及び執筆した学位論文に不正行為と見なされる内容を含んでいないかどうか再度確認を行う。

6. 学位の授与

論文審査及び最終試験に合格した者には、博士の学位を授与する。

7. 学位論文全文の電子データの提出

博士の学位を授与された者は、大学院学位記授与式当日までに、学位論文全文の電子データを学務課大学院係に提出すること。

8. 学位論文の公表

博士の学位を授与した日から1年以内にその論文をインターネット（本学学術情報センターの「奈良女子大学学術情報リポジトリ」）の利用により公表する。ただし、博士の学位を授与された者が、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

当該論文に共同研究者がいる場合、論文をインターネット公表することについて、事前に承諾を得ておかなければならない。

なお、やむを得ない事由があり、当該博士論文の全文を公表することができない場合には、「4」の学位論文審査願とともに、博士論文の全文を公表することができない理由書を提出すること。やむを得ない事由があると研究科教授会が承認した場合には、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。承認された場合は、当該博士論文の内容を要約したデータを、「7」の学位論文全文の電子データとともに、学務課大学院係に提出すること。

〈やむを得ない事由の例〉

- ① 当該論文に立体形状による表現を含む場合
- ② 著作権や個人情報に係る制約がある場合
- ③ 出版刊行が予定されており、明らかな不利益が生じる場合
- ④ 多重公表を禁止する学術雑誌等へ掲載されている、または掲載が予定されている場合
- ⑤ 特許を申請している、または申請を予定している場合
- ⑥ その他特別な事情がある場合

やむを得ない事由がある場合の取扱いについては、「学位論文等提出時の注意事項（課程博士）」を参照のこと。

9. 学位授与情報の公開

博士の学位を授与された者については、人間文化総合科学研究科ホームページにその氏名、論文題目、学位の種類を掲載して公開する。また、論文要旨（和文）及び論文概要（外国文）についても公開することがある。

10. その他

博士論文の全文を公表できないやむを得ない事由があると認められた後、その事由が消滅しない場合には、学位授与後1年ごとに、博士論文の全文を公表することができない理由書を学務課大学院係に提出（主任指導教員の確認は不要）すること。提出がなかった場合には、本学の学術情報リポジトリを通じて博士論文の全文を公表することとなるので注意すること。